

(5) 利子所得等の課税状況

区 分	課 税 分		非 課 税 分		合 計		
	支払金額	源泉徴収税額	老人等非課税、 財形貯蓄非課 税分支払金額	その他の 非課税分 支払金額	支払金額	源泉徴収税額	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
公 債	91,897	13,757	8,320	2,607	102,824	13,757	
社 債	200,307	30,006	1,849	2,374	204,530	30,006	
預 貯 金	郵便貯金	2,597,658	389,389	-	-	2,597,658	389,389
	銀行預金	6,493,257	964,808	1,364,139	813,923	8,671,319	964,808
	銀行以外の金融 機関の預金利子	3,466,751	519,666	987,591	3,032,290	7,486,632	519,666
金 勤務先預金 の 利 子	1,291,301	192,047	2,159	-	1,293,460	192,047	
合同運用信託の 収益の分配	156,789	23,447	38,764	3,394	198,947	23,447	
公社債運用信託の 収益の分配	10,531	1,585	320	807	11,658	1,585	
小 計	14,308,491	2,134,705	2,403,142	3,855,395	20,567,028	2,134,705	
定期積金の給付 補てん金等	1,118,832	167,713	-	46,042	1,164,874	167,713	
匿名組合契約等に 基づく利益の分配、 生命保険等の差益	89,209	14,336	1,053	-	90,262	14,336	
割引債の償還差益	90	16	-	-	90	16	
計	15,516,622	2,316,770	2,404,195	3,901,437	21,822,254	2,316,770	

調査対象等： この表は、平成16年2月から平成17年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

- (注) 1 「老人等非課税・財形貯蓄非課税分」は、所得税法第9条の2《老人等の郵便貯金の利子所得の非課税》のほか、第10条《老人等の少額預金の利子所得等の非課税》、租税特別措置法第4条《老人等少額公債の利子の非課税》、第4条の2《勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税》及び第4条の3《勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税》に規定する非課税分である。
- 2 「その他の非課税分」は、所得税法第11条《公共法人等及び公益信託に係る非課税》のほか、租税特別措置法第5条《納税準備預金の利子の非課税》及び第8条《金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用》等に規定する非課税分である。
- 3 「課税分」には、個人のほか、法人の受取分も含まれている。なお、源泉分離選択課税は個人のみが適用を認められている。
- 4 「割引債の償還差益」の「支払金額」及び「源泉徴収税額」は、租税特別措置法41条の12《償還差益に対する分離課税等》に規定する課税分であり、個人のほか、法人の受取分も含まれている。
- 5 「老人等非課税・財形貯蓄非課税分支払金額」には、昭和63年3月31日以前の制度下における所得税法第10条《少額預金の利子所得等の非課税》、租税特別措置法第4条《少額公債の利子の非課税》及び第4条の2《勤労者財産形成貯蓄の利子所得等の非課税》に規定する非課税分が含まれているものがある。